

DISCLOSURE

2015 年版



フジフューチャーズ株式会社

もくじ

| | |
|-------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 主な記載事項について | 2 |
| 1. 会社の概況 | |
| ①商号、許可年月日等 | 3 |
| ②事業の内容 | 7 |
| ③営業所の状況 | 8 |
| ④財務の概要 | 8 |
| ⑤発行済株式総数 | 8 |
| ⑥主要株主名 | 8 |
| ⑦役員状況 | 9 |
| ⑧役員及び使用人の数 | 9 |
| 2. 営業の状況 | |
| ①営業の経過及び成果 | 9 |
| ②取引開始基準 | 14 |
| ③顧客数 | 15 |
| 3. 経理の状況 | |
| ①貸借対照表 | 16 |
| ②損益計算書 | 17 |
| ③株主資本等変動計算書 | 18 |
| ④個別注記表 | 19 |
| ⑤監査に関する事項 | 22 |
| 【追加情報】 | 23 |

《はじめに》

本書は、平成 27 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載内容について》

1. 会社の概況

「商号、許可年月日等」 商号、代表者、許可年月日等、及び当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「事業の内容」 経営組織、事業の内容について記載しています。

「営業所の状況」 本店所在地等について記載しています。

「財務の概要」 資本金、営業収益、経常利益、純資産額規制比率(*)等の主要な財務指標について記載しています。

* 純資産額規制比率＝純資産額／リスク額×100

純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として商品先物取引法施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

「発行済株式総数」 発行済株式の総数を記載しています。

「主要株主名」 発行済株式の 1%以上を保有する株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員状況」 役員の氏名等を記載しています。

「役員及び使用人の数」 社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業の経過及び成果」 業績について記載しています。

「取引開始基準」 受託等業務の適切な遂行のために定めている取引開始基準を記載しています。

「顧客数」 顧客数を記載しています。

3. 経理の状況

「貸借対照表」 資産、負債、純資産等について記載しています。

「損益計算書」 収益、費用等について記載しております。

「株主資本等変動計算書」 貸借対照表の純資産の変動状況について記載しております。

「個別注記表」 重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記等を記載しております。

「監査に関する事項」 当ディスクロージャー資料に対する各種計算書類についての監査状況について記載しております。

【追加情報】 平成 27 年 3 月期以降に変更・決定のあった重要事項等を記載しています。

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

| | |
|-------|--|
| 商号 | フジフューチャーズ株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 有宗良治 |
| 所在地 | 東京都中央区新川一丁目16番3号 |
| 電話番号 | 03-5543-2211 (大代表) |
| 許可年月日 | 平成22年12月13日 |
| | 許可番号：農林水産省「指令22総合第1337号」 経済産業省「平成22・12・13商第19号」 |
| 加入協会名 | 日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、 日本商品先物振興協会 |

[会社の沿革]

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営み、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、平成23年1月の商品先物取引法施行により、商品先物取引業者として許可更新をし、現在に至っております。

| 年月 | 概要 |
|---------|--|
| 昭和38年9月 | 商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円 |
| 10月 | 東京穀物商品取引所の仲買人となる |
| 11月 | 受託業務を開始する |
| 12月 | 東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる |
| 昭和39年3月 | 前橋乾繭取引所の仲買人となる |
| 4月 | 自由が丘営業所開設 |
| 昭和40年3月 | 資本金を7,000万円に増資 |
| 5月 | 東京砂糖取引所の仲買人となる |
| 昭和41年3月 | 大阪穀物取引所の仲買人となる |
| | 大阪支店開設 |
| 9月 | 豊橋乾繭取引所の仲買人となる |
| 11月 | 大阪砂糖取引所の仲買人となる |
| 昭和42年1月 | 大阪化学繊維取引所の仲買人となる |
| 5月 | 資本金を8,400万円に増資 |
| 9月 | 名古屋穀物商品取引所の仲買人となる |
| 11月 | 名古屋繊維取引所の仲買人となる |
| 12月 | 大阪三品取引所の仲買人となる |

| | |
|---------|---|
| 昭和43年5月 | 資本金を1億80万円に増資 |
| 10月 | 本社を東京都中央区日本橋室町一丁目2番地へ移転 |
| 昭和44年5月 | 資本金を1億2,096万円に増資 |
| 昭和45年5月 | 資本金を1億4,515.2万円に増資 |
| 昭和46年1月 | 農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける |
| 昭和46年5月 | 資本金を1億7,418.2万円に増資 |
| 昭和47年5月 | 資本金を2億6,127.3万円に増資 |
| 昭和48年5月 | 資本金を3億9,190万円に増資 |
| 6月 | 資本金を4億円に増資 |
| 昭和49年5月 | 資本金を5億円に増資 |
| 昭和56年1月 | 資本金を5億196万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設 |
| 昭和58年5月 | 仙台支店開設 |
| 昭和59年1月 | 通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける |
| 平成元年11月 | 商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する |
| 平成3年6月 | 資本金を5億4,000万円に増資 |
| 8月 | 農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける |
| 平成6年3月 | 資本金を12億1,000万円に増資 |
| 平成8年3月 | 農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける |
| 4月 | 福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける |
| 平成9年4月 | 通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける |
| 11月 | 自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する |
| 平成10年7月 | 農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける |
| 平成11年6月 | 通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける |
| 平成12年3月 | 上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する |
| 8月 | 上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する |
| 平成13年5月 | 金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける |
| 6月 | 農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する |
| 8月 | 関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する |
| 9月 | 大阪商品取引所を脱退する |

| | |
|--------------|--|
| 平成 13 年 11 月 | 農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員(第 1 種商品取引受託業)の許可更新を受ける |
| 平成 14 年 4 月 | 日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業(協議法人)の許可更新を受ける |
| 平成 14 年 6 月 | 農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける |
| 平成 15 年 11 月 | 関西商品取引所を脱退する |
| 12 月 | 名古屋支店開設 |
| 平成 16 年 4 月 | 日本橋支店における受託業務を廃止する |
| 6 月 | 広島支店開設 |
| 9 月 | 横浜商品取引所を脱退する |
| 10 月 | 福岡商品取引所での受託業務を廃止する |
| 平成 17 年 4 月 | 農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける |
| 5 月 | 日本商品清算機構の清算資格取得 |
| 9 月 | 盛岡支店および新潟支店を廃止する |
| 10 月 | 中部商品取引所鉄スクラップ市場加入 |
| 平成 18 年 6 月 | 資本金を 22 億 1000 万円に増資 |
| 平成 19 年 3 月 | 名古屋支店および広島支店を廃止する |
| 4 月 | 大阪支店を大阪支社と名称変更する |
| 6 月 | 中部大阪商品取引所を脱退する |
| 12 月 | 関東財務局長より金融商品取引法施行による商品投資販売業(協議法人)の許可を受ける |
| 平成 20 年 5 月 | 本社を東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号へ移転 |
| 6 月 | 仙台支店を廃止する |
| 7 月 | 東京支店を廃止する |
| 9 月 | 金地金寄託売買業務を廃止する |
| 平成 21 年 7 月 | 福岡支店を廃止する |
| 11 月 | 大阪支社を廃止する |
| 12 月 | 第二種金融商品取引業を廃止する |
| 平成 22 年 3 月 | 東京工業品取引所商品指数市場加入 |
| 4 月 | 東京工業品取引所アルミニウム市場脱退 |
| 8 月 | 資本金を 10 億 1000 万円に減資 |
| 12 月 | 農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引法施行による商品先物取引業者の許可更新を受ける |
| 平成 23 年 1 月 | 取次業務に業態変更(取次先はドットコモディティ株式会社) |
| 8 月 | 資本金を 5 億 1000 万円に減資 |

| | |
|-------------|---|
| 平成 26 年 7 月 | 取次先が楽天証券株式会社に変更 (ドットコモディティ株式会社と楽天証券株式会社の合併により) |
| 平成 27 年 1 月 | 取次先をフィリップ証券株式会社に変更 |

② 事業の内容

商品先物取引法に基づく商品先物取引業者として商品取引所の取引参加者となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の委託の取次業務を行う。

取次先：ドットコモディティ株式会社（東京都渋谷区、代表：舟田 仁）

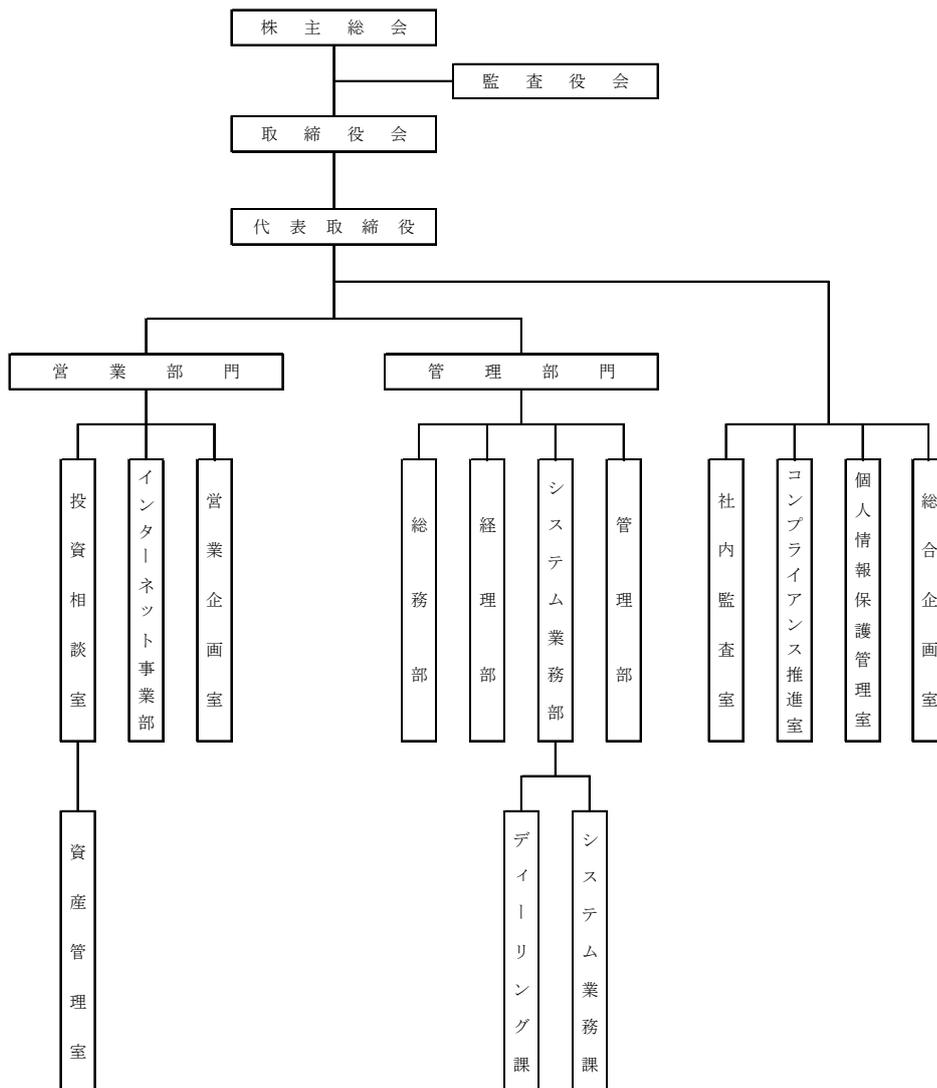
平成 26 年 7 月より楽天証券株式会社（東京都品川区、代表：楠雄治）

平成 27 年 1 月よりフィリップ証券株式会社(東京都中央区、代表:下山 均)

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

【平成 27 年 3 月 31 日現在】



(2) 事業の内容

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、オプション取引及び指数取引）（以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行ならびに委託の取次ぎをする業務（以下「受託等業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場に係る受託等業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託等業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

| 取引所名 | 商品市場名 (略称) | ・農 砂 糖 物 | 貴 金 属 | 石 油 | ゴ ム | 上場商品名 |
|---------|---------------|-------------------|-------------|--------|--------|----------------------------------|
| 東京商品取引所 | | ○ | | | | 小豆、一般大豆、とうもろこし、粗糖* |
| | | | ○ | | | 金、銀、白金、パラジウム、 金ミニ、白金ミニ、金オプション |
| | | | | ○ | | ガソリン、灯油、原油、軽油 |
| | | | | | ○ | ゴム |

※平成27年1月末で粗糖立会休止

ロ. 外国商品市場に係る受託等業務

該当なし

ハ. 店頭商品デリバティブに係る受託等業務

該当なし

ニ. 自己売買業務

上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

該当なし。

③ 営業所の状況

| 店舗の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|----------------------|--------------|
| 本 社 | 東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号 | 03-5543-2211 |

④ 財務の概要（平成 27 年 3 月決算期）

| | |
|-------------|-------------|
| (a)資本金 | 510,000 千円 |
| (b)営業収益 | 557,807 千円 |
| (c)受取手数料 | 539,825 千円 |
| (d)売買損益 | 17,982 千円 |
| (e)経常損益 | △106,962 千円 |
| (f)当期純損益 | △106,397 千円 |
| (f)純資産額規制比率 | 187.9 % |

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402,000,000 株（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしておりません。

⑥ 主要株主名（1%以上保有）

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 議決権の割合 |
|---------------|---------------|--------|
| 寺町 美摩 | 280,786,200 株 | 98.95% |
| フジフューチャーズ株式会社 | 118,247,800 株 | --- |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | 399,034,000 株 | 98.95% |

⑦ 役員 の 状 況 (平 成 27 年 3 月 31 日 現 在)

| 役職名 | 氏 名 | 代表権 の有無 | 常勤・非常勤の別 |
|---------|--------|------------|----------|
| 代表取締役社長 | 有宗 良治 | 有 | 常勤 |
| 専務取締役 | 計盛 隆澄 | 無 | 常勤 |
| 常務取締役 | 中溝 一紀 | 無 | 常勤 |
| 監査役 | 富田 義昭 | 無 | 常勤 |
| 監査役 | 田中 三四郎 | 無 | 非常勤 |
| 監査役 | 赤司 修一 | 無 | 非常勤 |

(注) 監査役田中三四郎氏および赤司修一氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

| | 役員 | | 使用人 | 合 計 |
|----------|-------|-------|--------|--------|
| | | うち非常勤 | | |
| 総 数 | 6 人 | 2 人 | 44 人 | 50 人 |
| (うち外務員数) | (2 人) | (0 人) | (36 人) | (38 人) |

(注) 嘱託社員も含む

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品先物取引業者としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。最適なりスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

当会計年度のわが国経済につきましては、政府主導の経済対策や金融緩和等により株価の上昇や円安が進み、ギリシャ危機等海外経済の下振れリスクがあったものの、

緩やかな回復傾向で推移しました。

しかしながら、国内商品先物取引業界では、投資資金の株式市場や不動産市場へのシフト等により委託者預り資産が減少し、国内商品取引所における売買高は4,603万枚(前年度4,838万枚)と大幅に低下致しました。先行きにつきましても、引続き市場流動性の回復が大きな課題であり、売買高が下押しされるリスクは存在しているものの、大手ネット証券会社の市場参入、金限日取引の開始やLNG先物上場・電力先物等の総合エネルギー市場開設準備への動きもあり市場の活性化が見込まれ、緩やかな回復経路に復していくことが期待されております。

さらに当社では、これまで危機管理対応の強化、委託者資産の保護並びに手数料収入の増加を目的とした新たなシステムの導入の取り組みを行って参りました。主力サービスであるインターネット取引「ヴィーナス」においてはロスカットシステムを導入し、急激なマーケットの変動に対し委託者の損失を限定し、委託者資産の保護することが可能となりました。また委託者未収金の発生防止により、事業リスクは大幅に改善致しましたが、今後は手数料収入の増加につながる付加価値、利便性の高いシステム変更を目指して参ります。

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおきましたが、委託売買高が962千枚(前年比14.2%減)となり、受取手数料は539,825千円(前年比17.0%減)となりました。

(2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおき、売買損益は17,982千円の利益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は557,807千円(前年比18.2%減)となり、営業費用が664,987千円(前年比32.8%減)となったため、営業損失は107,180千円となりました。

経常損失は106,962千円、当期純損失は106,397千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

| 期 別 商品市場名 | 第53期 (自 平成26年4月1日) (至 平成27年3月31日) |
|--------------|---|
| 商品先物取引 | |
| 農産物・砂糖市場 | 51,732 |
| 貴金属市場 | 367,806 |
| 石油市場 | 71,192 |
| ゴム市場 | 42,756 |
| 小 計 | 533,486 |
| 未収収益計上額 | 6,339 |
| そ の 他 | 0 |
| 小 計 | 6,339 |
| 合 計 | 539,825 |

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

| 期 別 商品市場名 | 第53期 (自 平成26年4月1日) (至 平成27年3月31日) |
|--------------|---|
| 商品先物取引 | |
| 農産物・砂糖市場 | 2,508 |
| 貴金属市場 | 4,955 |
| 石油市場 | 9,619 |
| ゴム市場 | 898 |
| 小 計 | 17,981 |
| 商品先物取引評価損益 | 1 |
| その他の売買損益 | 0 |
| 小 計 | 1 |
| 合 計 | 17,982 |

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

| 商品市場名 | 期 別 内 訳 | 第 5 3 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日) (至 平成 27 年 3 月 31 日) | | |
|----------|---------------|--|--------|---------|
| | | 委 託 | 自 己 | 合 計 |
| 商品先物取引 | | | | |
| 農産物・砂糖市場 | | 43,969 | 5,714 | 49,683 |
| 貴金属市場 | | 739,303 | 13,264 | 752,567 |
| 石油市場 | | 131,895 | 10,468 | 142,363 |
| ゴム市場 | | 46,931 | 3,440 | 50,371 |
| 合 計 | | 962,098 | 32,886 | 994,984 |

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。(当期、オプション取引はございません。)

② 取引開始基準

フジフューチャーズ株式会社

取引開始基準

【対面取引】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不相当と認められる勧誘の対象者と規定し、一切の商品デリバティブ取引の委託の勧誘及び受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品デリバティブ取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品デリバティブ取引の委託の受託を行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている方（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
- (2) 一定以上（年間 500 万円以上）の収入を有しない方
- (3) 商品デリバティブ取引の経験がない方
- (4) 一定以上（75 歳以上）の高齢の方
- (5) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品デリバティブ取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

【電子取引 Venus】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不適当と認められる勧誘の対象者と規定し、一切の商品デリバティブ取引の受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品デリバティブ取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う方
- (8) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品先物取引の受託は行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 一定以上（年間 300 万円以上）の収入を有しない方
- (2) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品デリバティブ取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

以上

④ 顧客数

顧客数 3,705 名（平成 27 年 3 月 31 日現在）

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|------------------|--------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 7,285,572 | 流 動 負 債 | 6,989,658 |
| 現金及び預金 | 166,599 | 未払法人税等 | 3,381 |
| 委託者未収金 | 11,400 | 未払金 | 13,028 |
| 前払費用 | 10,534 | 未払費用 | 11,968 |
| 差入保証金 | 5,705,468 | 預り証拠金 | 6,958,837 |
| 委託者先物取引差金 | 1,268,090 | 自己差金勘定 | 1 |
| 預託金 | 100,000 | 預り金 | 2,441 |
| 担保金 | 17,500 | | |
| 未収収益 | 14,103 | 特別法上の準備金 | 43,194 |
| 供託金 | 1,513 | 商品取引責任準備金 | 43,194 |
| その他 | 1 | (商品先物取引法第221条) | |
| 貸倒引当金 | △ 9,639 | | |
| | | 負債合計 | 7,032,852 |
| 固 定 資 産 | 311,052 | 純 資 産 の 部 | |
| 有形固定資産 | 207,131 | 株 主 資 本 | 563,772 |
| 建物及び設備 | 158,313 | 資本金 | 510,000 |
| 器具備品 | 48,657 | | |
| 土地 | 160 | 資本剰余金 | 3,085,000 |
| | | その他資本剰余金 | 3,085,000 |
| 無形固定資産 | 708 | 利益剰余金 | △ 1,797,510 |
| 電話加入権 | 708 | その他利益剰余金 | △ 1,797,510 |
| 投資その他の資産 | 103,213 | 別途積立金 | 933,885 |
| 投資有価証券 | 11,909 | 繰越利益剰余金 | △ 2,731,395 |
| 関連会社株式 | 10,000 | | |
| 長期委託者未収金 | 275,454 | 自己株式 | △ 1,233,716 |
| 差入保証金 | 38,834 | | |
| 長期貸付金 | 383 | | |
| 長期未収金 | 99 | | |
| ゴルフ会員権 | 12,110 | | |
| 貸倒引当金 | △ 245,577 | | |
| | | 純資産合計 | 563,772 |
| 資産合計 | 7,596,625 | 負債及び純資産合計 | 7,596,625 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月 31日 〕

(単位：千円)

| | | 科 目 | 金 額 | |
|----------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------|----------------|
| 経 常 損 の 部 | 営 業 損 益 の 部 | 営 業 収 益 | | 557,807 |
| | | 受 取 手 数 料 | 539,825 | |
| | | 売 買 損 益 | 17,982 | |
| | | 営 業 費 用 | | 664,987 |
| | | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 664,987 | |
| | | 営 業 損 失 | | 107,180 |
| 益 の 損 益 の 部 | 営 業 外 損 益 の 部 | 営 業 外 収 益 | | 217 |
| | | 受 取 利 息 | 27 | |
| | | 雑 収 入 | 189 | |
| | | 経 常 損 失 | | 106,962 |
| 特 別 損 益 の 部 | | 特 別 利 益 | | 1,518 |
| | | 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入 | 500 | |
| | | 固 定 資 産 売 却 益 | 1,018 | |
| | | 特 別 損 失 | | 3 |
| | | 固 定 資 産 除 去 売 却 損 | 3 | |
| | | 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 105,447 |
| | | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 950 |
| | | 当 期 純 損 失 | | 106,397 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|---------|---------|-------|----------------|--------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 |
| 当期首残高 | 510,000 | — | 3,085,000 | 3,085,000 |
| 当期変動額 | — | — | — | — |
| 当期純損失 | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — |
| 当期末残高 | 510,000 | — | 3,085,000 | 3,085,000 |

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
| | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本 合 計 | |
| | | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰 余 金 | 利益剰余金 合 計 | | | |
| 当期首残高 | — | 933,885 | △ 2,624,997 | △ 1,691,112 | △ 1,233,716 | 670,170 | 670,170 |
| 当期変動額 | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期純損失 | — | — | △ 106,397 | △ 106,397 | — | △ 106,397 | △ 106,397 |
| 当期変動額合計 | — | — | △ 106,397 | △ 106,397 | — | △ 106,397 | △ 106,397 |
| 当期末残高 | — | 933,885 | △ 2,731,395 | △ 1,797,510 | △ 1,233,716 | 563,772 | 563,772 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

(1) 継続企業の前提に対する注記

当社は、前期 307,370 千円、当期に 107,180 千円の大幅な営業損失を計上しており、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、来るべき第 53 回定時株主総会（平成 27 年 6 月 5 日開催予定）において経営陣の刷新を予定しております。従って、次期第 54 期（自平成 27 年 4 月 1 日至平成 28 年 3 月 31 日）より新経営陣のもとに経営改善計画を策定し、経営の抜本的改善を目指す方針となっております。しかしながら、現時点では新経営陣、その経営方針、また、経営改善計画等の内容に関して明らかにされていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。

(b) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(c) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(d) 特別法上の準備金の計上基準

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(e) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 貸借対照表に関する注記

(a) 担保に供している資産の内訳

商品先物取引法施行規則第98条1項4号に基づき日本商品委託者保護基金に
預託している資産

| | |
|-----------|---------------------------|
| 担保金として 現金 | 17,500 千円 |
| 有価証券 | 11,909 千円(担保価値 17,500 千円) |

(d) 有形固定資産の減価償却累計額

216,565 千円

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

| <u>株式の種類</u> | <u>普通株式</u> |
|--------------|-------------|
| 前事業年度末株式数 | 402,000 千株 |
| 当事業年度増加株式数 | — |
| 当事業年度減少株式数 | — |
| 当事業年度末株式数 | 402,000 千株 |

(b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

| <u>株式の種類</u> | <u>普通株式</u> |
|--------------|-------------|
| 前事業年度末株式数 | 118,247 千株 |
| 当事業年度増加株式数 | — |
| 当事業年度減少株式数 | — |
| 当事業年度末株式数 | 118,247 千株 |

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因は、繰越欠損金及び貸倒引当金の否認等であり、回収可能性がないため資産計上しておりません。

(6) 金融商品に関する取引

(a) 金融商品の状況に関する注記

当社は、商品先物取引を中心とする金融・投資サービスを行っております。
委託者未収金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として㈱東京商品取引所の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

(b) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 166,599 | 166,599 | — |
| (2) 委託者未収金 | 11,400 | 11,400 | — |
| 貸倒引当金 | △9,639 | △9,639 | — |
| (3) 差入保証金 (流動資産) | 5,705,468 | 5,705,468 | — |
| (4) 長期委託者未収金 | 275,454 | 275,454 | — |
| 貸倒引当金 | △245,577 | △245,577 | — |
| (5) 差入保証金 (固定資産) | 38,834 | 38,834 | — |
| (6) 長期貸付金 | 383 | 383 | — |
| (7) 長期未収金 | 99 | 99 | — |
| (8) 未払金 | 13,028 | 13,028 | — |
| (9) 預り証拠金 | 6,958,837 | 6,958,837 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 委託者未収金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金(流動資産)及び(9) 預り証拠金

これらは、主として顧客から取引証拠金を現金及び預金として預かりドットコムディティ㈱に差入れているものであり、流動的であるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期委託者未収金

これは、委託者未収金のうち回収が長期化している債権であり、回収可能性を検討し回収が見込まれないものについては、貸倒引当金を計上しております。すなわち貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(5) 差入保証金(固定資産)

これは、主として本社事務所の賃借契約保証金として住友不動産㈱に差入れているもの等であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなし、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期貸付金及び(7) 長期未収金

これらは、貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(8) 未払金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額11,909千円)及び子会社株式(同計上額10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(7) 関連当事者との取引に関する注記

①役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----------|------------|-----|----------|-----------|-------------------|-----------|----------------|----------|---------|----------|
| 主要株主及び近親者 | 寺町 美摩 | — | — | 元代表取締役副会長 | 98.95% | — | 駐車場賃貸契約保証金未回収分 | 0 | 長期差入保証金 | 110 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

② 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-----------|-------|----------|-------|----------|
| 子会社 | 株くらぶ株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 | 金融仲介業 | 所有直接100% | 役員の兼任 | 出資 | 10,000 | 子会社株式 | 10,000 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(8) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務は負債計上に代えて、不動産賃貸契約に基づく保証金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(9) 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-------|
| 1株当たり純資産額 | 1円98銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 37銭 |

(10) 追加情報

なし

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

【追加情報】

1. 平成 27 年 6 月 5 日開催の第 53 回定時株主総会にて、取締役及び監査役が次のとおり選任されました。

| | |
|------------|----------------------|
| 代表取締役社長 | 別府 圭一 |
| 取締役（非常勤） | 寺町 美摩 |
| 取締役（非常勤） | 小谷田 麻由 |
| 取締役（非常勤） | 三日市 理（プレミア証券㈱ 代表取締役） |
| 常勤監査役 | 月原 茂博 |
| 社外監査役（非常勤） | 安部 右三（山前商事㈱ 取締役） |
| 社外監査役（非常勤） | 渡邊 勇夫（渡邊会計事務所 代表税理士） |

以 上